

事務連絡
令和2年11月17日

関係機関 各位

今治市健康福祉部障がい福祉課長

利用者負担上限額管理事務の取扱いについて(児童福祉法)

このことについて、取扱いを定めましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 上限額管理事務対象者

利用者負担上限月額が4,600円以上の方で、一月における障害児通所支援の利用者負担額の累計額が負担上限月額を超える可能性があると思込まれる場合は、契約している通所事業所の中から1つの事業所を上限額管理事業所として選定し、選ばれた事業所は利用者負担額が上限月額を超えないよう調整します。

単一の事業所(事業所番号が同一の事業所)としか契約を結んでいない場合は、上限額管理事業所を定める必要はありません。

障害者総合支援法内のサービスについては、障害者総合支援法の事業所間で別に上限額管理を行います。

※ 児童福祉法の障害児通所支援にかかる利用者負担については、利用者の負担の軽減を図る観点から、通所給付決定保護者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしており、通所給付決定保護者等は、当該負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要がないこととしています。

2 上限額管理者の順序

上限額管理事業所は、おおむね以下の順序で選定します。

- ① 児童発達支援事業「毎日通園」利用事業所
- ② 児童発達支援または放課後等デイサービスの利用事業所(①に該当する者を除く)
- ③ 保育所等訪問支援利用事業所(①②に該当する者を除く)

※ 同順位の事業所が複数存在する場合は、原則として契約日数の多い事業所を上限額管理事業所とします。

※ 利用状況を考慮し、上記順序以外の事業所を指定する場合はあらかじめ障がい福祉課まで

ご相談ください。

※ 基準該当事業所は上限額管理事業所になれません。

3 同一世帯に複数の障がい児がいる場合

同一世帯で共通する事業所を利用している場合は、原則、共通する利用事業所が上限額管理を行います。共通する事業所を利用していない場合は、利用している事業所の中の1つの事業所が上限額管理を行います。

(1) 共通する事業所を利用している場合

	利用している事業所	上限額管理事業所
第1子	A・B	B
第2子	B・C	

(2) 共通する事業所を利用していない場合

	利用している事業所	上限額管理事業所
第1子	A・B	A～Dの中から、「2 上限額管理者」の順序に基づき決定する
第2子	C・D	

上限額管理事業所は、複数児童の管理結果を上限額管理結果票にまとめ、国保連に結果票を送信せず、毎月10日(サービス提供月の翌月10日)までに本庁障がい福祉課または各支所住民サービス課に郵送・FAX又は持参してください。

4 具体的な手続きについて

- (1) 上限額管理対象者(利用者)が事業所に上限額管理を依頼後、速やかに、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」を通所受給者証とともに、本庁障がい福祉課または各支所住民サービス課へ提出してください。
- (2) 本庁障がい福祉課または各支所住民サービス課で、通所受給者証に管理事業所名を記入し、通所受給者証を本人へお返しします。
- (3) 上限額管理事業所になった事業所は、通所受給者証の事業者記入欄に記載されたその他の契約事業所に、上限額管理事業所になったことをご連絡ください。

※ 利用者にかわり、一連の事務を上限額管理事業所が行うことも可能です。

5 上限額管理加算算定の注意点

- (1) 同一世帯の複数児童が1つの事業所のみを利用している場合、上限額管理加算を算定することはできません。
- (2) 上限額管理事業所でのサービスのみを利用する場合、上限額管理加算を算定することは

きません。(普段は複数事業所を利用している場合であっても、上限額管理事業所のみ利用であれば、その月は算定不可となります。)

(3)同一世帯に複数の児童がいる場合の上限額管理において、当該加算を算定することができるのは、1人分のみとなります。

【問合せ先】

今治市福祉事務所 障がい福祉課 障がい者支援担当

〒794-8511

今治市別宮町一丁目4番地1

TEL: 0898-36-1527 FAX: 0898-32-5267